

第4条・第5条の農地転用届出に必要な添付書類

(届出申請書2部添付書類1部)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・申請書上部に、必ず捨印を押してください・行政書士による代理申請の場合、委任状を添付してください |
|---|

添付書類

- 土地の登記事項証明書 ----- 全部事項証明書に限る
- 所有者であることを証する書面 ----- 申請者が土地登記簿に記載された所有名義人と異なる場合（住民票等）
- 法人の登記事項証明書 ----- 法人が取得等する場合
- 位置図 ----- 届出土地の位置を示す地図（住宅地図、インターネット上で公開されている地図。もしくは、都市計画図の写し。）
- 公図写 ----- 申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者、及び耕作者名を記入したもの
- 許可指令書写等 ----- 届出に係る農地が、賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき農地法第18条の許可指令書の写。（法第18条の許可を受ける必要のない場合は、解約等につき合意の成立したことを証する書面）
- 令和7年5月26日から盛土規制法の許可制度が開始になりましたので、必ず事前に**県の建築課（027-898-3942）**にご相談ください。
- 申請地外から土砂等を搬入し、それによる埋立て等を行う区域が500㎡以上又はその土砂等の搬入量が1,000m³以上となる場合は、事前に**SDGs推進課**にご相談ください。
- 都市計画法第29条の開発許可（開発区域の面積が1,000㎡以上のもの）に該当する場合には許可書の写しの添付は不要ですが、必ず開発許可见込みであることが転用条件になります。建築指導課にて確認の上、転用届出書を提出してください。